○総務省告示第百四十三号

線局 び第6並びに別表第二号の三第1及び第3の規定に基づき、 するためのコード表を定める件) 無線局免許手続規則 免許申 請書等に添付する無線局事項書の無線 (昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)別表第二号第2から第4まで及 の一部を次のように改正する。 局 \mathcal{O} 目的 コ 平成十六年総務省告示第] F の欄及び通信事項コ] 八百六十号 F の欄に記載 無

平成二十五年三月二十八日

総務大臣 新藤 義孝

別表第一号及び別表第二号を次のように改める。

別表第 声 無線局の目的コードの欄に記載するコードのコード表

| 無線局の目的コード

項目	ローブ
電気通信業務用	CCC
公共業務用	PUB
放送事業用	BCS
実験試験用	ΕΧΡ
アマチュア業務用	АТС

一般放送用	GBC
簡易無線業務用	CRA
一般業務用	GEN
基幹放送用	ВВС

2 基幹放送の種類コード

FCM	超短波文字多重放送
DFM	超短波放送(デジタル放送)
EFM	超短波放送(臨時目的放送)
CFM	超短波放送(コミュニティ放送)
FFM	超短波放送(外国語放送)
BFM	超短波放送
RIB	短波放送 (中継国際放送)
IBR	短波放送 (国際放送)
BR	短波放送
BMF	中波放送
ロ し ズ	項目

超短波文字多重放送(有料放送を含む。)	PFC
標準テレビジョン放送(デジタル放送)	DTJ
高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送 (デジタル放送)	DHV
高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送(デジタル放送・受信障害対策	SHV
中継放送)	
データ放送 (デジタル放送)	DD J
マルチメディア放送	MMH
放送試験用	ВСК
その他の放送	ОВС
キュートの こうさん はんきゅう こうせんぎ ローガキリ	

別表第二号 通信事項コードの欄に記載するコードのコード表

4	女学物に 男り 心学
	団公甫茲/7 問才2重佰
CCM	電気通信事業運営に関する事項
CCF	電気通信業務(一般放送用のフィーダリンクを含む。)に関する事項
CCG	電気通信業務(一般放送利用を含む。)に関する事項
CCC	電気通信業務に関する事項
ゴード	項目

SPA	宇宙開発に関する事項
GMG	国税事務に関する事項
GMC	税関事務に関する事項
GMT	外務行政事務に関する事項
GML	公安調査に関する事項
GME	入国管理に関する事項
GMR	矯正管理に関する事項
GMK	検察事務に関する事項
FDA	消防事務に関する事項
GMS	標準周波数及び標準時の通報
GMA	電気通信の監理・規律に関する事項
TRO	治安維持対策に関する事項
ITS	安全運転支援に関する事項
RDI	道路交通情報に関する事項(安全運転支援に関する事項を除く。)
GMP	警察事務に関する事項
DAB	防災対策に関する事項

MSG	海上無線航行業務に関する事項
MSC	航路標識に関する事項
MSA	海上保安事務に関する事項
CWB	気象警報に関する事項
CWR	気象業務に関する事項(気象警報に関する事項を除く。)
ACC	航空交通管制に関する事項
ACF	航空無線航行に関する事項
ACE	無線標識に関する事項
АСН	航空保安事務に関する事項
DFW	放流警報又は霧警報に関する事項
DAO	災害対策・水防に関する事項
RDA	水防道路に関する事項(災害対策・水防に関する事項を除く。)
RDR	水防事務に関する事項
GMN	麻薬取締に関する事項
GMQ	検疫事務に関する事項
GKA	放射能汚染の管理業務に関する事項

всм	有線テレビジョン放送事業に関する事項
HET	熟供給事業に関する事項
WRU	上下水道事業に関する事項
RDC	水資源開発に関する事項
GAS	ガス事業に関する事項
ATO	原子力関係業務に関する事項
ΕPA	電気事業に関する事項
RDK	道路管理に関する事項
RDV	道路交通情報通信に関する事項
LGO	地方行政事務に関する事項
AGG	土地改良事業に関する事項
KTS	公害対策に関する事項
DAI	防災行政事務に関する事項
EMB	外交に関する事項
GMD	防衛に関する事項
MSH	気象通報に関する事項

ВСА	放送番組素材の中継に関する事項
ВСР	放送番組の中継に関する事項
DBA	山岳遭難防止及び救助に関する事項
SPB	宇宙運用業務に関する事項
FSM	漁業指導監督に関する事項
DAH	船舶又は航空機の救難に関する事項
DAF	海難救助に関する事項
HST	港務通信に関する事項
HEA	国際港湾施設の保安の確保等に関する事項
HSM	港湾管理に関する事項
HSA	航路警戒に関する事項
RXY	赤十字に関する事項
LCI	一般乗合旅客自動車等の安全運行に関する事項
LCA	索道用搬機の安全運行に関する事項
LCL	鉄道・軌道の貨客車の安全運行に関する事項
LCQ	列車防護警報に関する事項

MSD	浮標の識別に関する事項
TLG	電報の託送に関する事項
MAA	船舶の航行に関する事項
CRA	簡易な事項
АВС	エリア放送に関する事項
ВСВ	一般放送に関する事項
ATS	アマチュア業務(人工衛星追跡管制)に関する事項
АТС	アマチュア業務に関する事項
EDC	教育に関する事項
OTP	アルゴスシステムデータ伝送に関する事項
	育に関する事項を除く。)
ΕΧΡ	実験、試験又は調査に関する事項(アルゴスシステムデータ伝送に関する事項、教
	o)
BCS	放送事業に関する事項(中継、連絡又は無線設備の監視・制御に関する事項を除く
RCT	無線設備の監視・制御に関する事項
BCG	放送番組の取材等の連絡に関する事項

ACZ	航空機の運航管理又は運航管理の支援に関する事項
АСҮ	飛行場における地上管制に関する事項
ACA	飛行場における航空機の飛行援助に関する事項
ACO	自家用の航空関係に関する事項
ACD	航空機の安全及び運行管理に関する事項
ACB	飛行援助に関する事項
MMA	航空機の運用に関する事項
FSE	漁業通信に関する事項
HBW	港湾工事に関する事項
HSW	港湾運送事業に関する事項
MSM	海上測量業務に関する事項
MAW	海上作業に関する事項
HSP	水先・引き船に関する事項
MCR	海洋の観測に関する事項
MCS	海上運送事業に関する事項 :
FSO	浮標の無線標定に関する事項

GMJ	労働基準監督に関する事項
SRD	スポーツ・レジャーに関する事項
LAO	地域振興に関する事項
OTT	気象・動体の観測データの伝送に関する事項
SEE	地震又は火山噴火予知観測に関する事項
ATG	電波利用の適正化のための広報に関する事項
ETC	狭域通信に関する事項(有料道路自動料金収受に関する事項)
DSR	狭域通信に関する事項(有料道路自動料金収受に関する事項を除く。)
MCA	MCA陸上移動通信に関する事項
AAF	農林業に関する事項
RXW	医療業務に関する事項
EDT	自動車の教習に関する事項
LCK	貨物自動車の運行に関する事項
LCT	一般乗用旅客自動車の運行に関する事項
ACR	航空機の修理に関する事項
ACT	航空機の製造修理に関する事項

ニュースの取材及び連報に関する事項	NPW
現金・有価証券等の安全輸送に関する事項	LCM
警備保障業務に関する事項	PTG
侵入検知に関する事項	PΤΙ
災厄防止に関する事項	PTH
無線標定に関する事項	OTG
音響に関する事項	ОТО
本邦外に在住する日本人向けの広報に関する事項	TKK
一般業務用通信に関する事項	GEN
†	

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十六年五月七日から施行する。

(経過措置)

2 掲げるものは、 この告示の施行の際現に免許又は予備免許を受けている無線局の目的であって、次の表の上欄に それぞれ同表の下欄に掲げる無線局の目的とみなす。

	•
無線局の目的	
無線局の目的	

項目	コード	項目	コード
電気通信業務用(当該目的に係る通	C C C	電気通信業務用	C C C
信事項が電気通信事業運営に関する			
事項のみであるものを除く。)			
電気通信業務用(一般放送利用を含	C C G		
む。)			
電気通信業務用(一般放送用のフィ	C C F		
ーダリンクを含む。)			
電気通信業務用(エリア放送利用)	C C A		
電気通信業務用(当該目的に係る通	C C C	公共業務用	P U B
信事項が電気通信事業運営に関する			
事項のみであるものに限る。)			
警察用	G M P		
海上保安用	M S A		
航空保安用	A C C		
防衛用	G M D		
			•

は消防事務に関する事項であるもの	射能汚染の管理業務に関する事項又	項、電気通信規律に関する事項、放	に関する事項、検察事務に関する事	輸関係災害対策に関する事項、外交	る事項、防災事務に関する事項、運	事務に関する事項、国会事務に関す	気通信監理に関する事項、外務行政	る事項、矯正管理に関する事項、電	事務に関する事項、公安調査に関す	事項、入国管理に関する事項、国税	務に関する事項、麻薬取締に関する	項が税関事務に関する事項、検疫事	国家行政用(当該目的に係る通信事	気象用	治安維持対策用
													G O V	C W R	T R O

I	品 信 五
\sim	道各 等 里目
I T S	高度道路交通システム用
R D V	道路交通情報通信用
	るものに限る。)
	項が地方行政事務に関する事項であ
L G O	地方行政用(当該目的に係る通信事
A G G	土地改良事業用
K T S	公害対策用
D B B	霧警報用
R D G	放流警報用
F I R	消防用
D A I	防災行政用
R D A	水防道路用
R D R	水防用
D A B	防災対策用
	に限る。)

H S M	港湾業務用(当該目的に係る通信事
	限る。)
	航路警戒に関する事項であるものに
M A A	海事用(当該目的に係る通信事項が
B C M	有線テレビジョン放送事業用
D B A	山岳遭難対策用
	であるものに限る。)
	索道用搬機の安全運行に関する事項
L C A	索道用(当該目的に係る通信事項が
L C L	鉄道軌道事業用
G M S	標準周波数用
H E T	熱供給事業用
W R U	上下水道事業用
R D C	水資源開発用
G A S	ガス事業用
E P A	電気事業用

R X Y	赤十字用
	限る。)
	農業気象に関する事項であるものに
A G A	農業用(当該目的に係る通信事項が
	事項であるものに限る。)
	特定旅客自動車の安全運行に関する
	自動車の安全運行に関する事項又は
	全運行に関する事項、一般貸切旅客
	通信事項が一般乗合旅客自動車の安
L C I	自動車運送事業用(当該目的に係る
F S M	漁業指導監督用
R S C	救難用
	のに限る。)
	保安の確保等に関する事項であるも
	信に関する事項又は国際港湾施設の
	項が港湾管理に関する事項、港務通

B B C	基幹放送用	B M F	中波放送
G B C	一般放送用		リア放送利用)
C C C	電気通信業務用	B A C	エリア放送及び電気通信業務用(エ
		A B C	エリア放送
G B C	一般放送用	B C B	一般放送
B C S	放送事業用	B C S	放送事業用
		S P B	宇宙運用業務用
		S P A	宇宙開発用
		K G S	核燃料事業用
			のに限る。)
			又は無線標定に関する事項であるも
			信事項が位置信号業務に関する事項
			のための通信を行うものであり、通
)第十二条第一項各号に掲げる業務
			法(昭和二十五年法律第二百十八号
		O T G	無線標定業務用(当該無線局が港湾

標準テレビジョン放送(デジタ	超短波データ多重放送	有料放送を含む。)	超短波文字多重放送(外国語放)	£)°)	超短波文字多重放送(有料放送)	超短波文字多重放送 (外国語放)	超短波文字多重放送	送を含む。)	超短波放送(デジタル放送・有意	超短波放送(デジタル放送)	超短波放送(外国語放送)	超短波放送	短波放送(中継国際放送)	短波放送(国際放送)	短波放送
タル放			放送・		が送を含	放送)			有料放						
D T J	F D M		F P C		P F C	F F C	F C M		P D A	D F M	F F M	B F M	R I B	I B R	B R

送)	
高精細度テレビジョン放送を含むテ	D H V
レビジョン放送(デジタル放送)	
高精細度テレビジョン放送を含むテ	S H V
レビジョン放送(デジタル放送・受	
信障害対策中継放送)	
データ放送(デジタル放送)	D D J
マルチメディア放送	M M H
超短波放送(コミュニティ放送)	C F M
超短波文字多重放送(コミュニティ	C F C
放送)	
超短波文字多重放送(コミュニティ	C P C
放送・有料放送を含む。)	
超短波放送(臨時目的放送)	E F M
超短波文字多重放送(臨時目的放送	E F C

	信障害対策中継放送)
S A M	標準テレビジョン音声多重放送(受
	料放送を含む。)
P T A	標準テレビジョン音声多重放送(有
T A M	標準テレビジョン音声多重放送
	策中継放送)
S T V	標準テレビジョン放送(受信障害対
	含む。)
P T V	標準テレビジョン放送(有料放送を
B T V	標準テレビジョン放送
	ないもの。)
B C L	放送試験用(実験等無線局に該当し
	るもの。)
B C K	放送試験用(実験等無線局に該当す
	・有料放送を含む。)
E P C	超短波文字多重放送(臨時目的放送

A T C	アマチュア業務用	A T C	アマチュア業務用
E X P	実験試験用	E X P	実験試験用
		H D	高精細度テレビジョン放送
			併せ行うもの(有料放送を含む。)
			準テレビジョン・データ多重放送を
		P C D	標準テレビジョン文字多重放送と標
			(受信障害対策中継放送)
		S D M	標準テレビジョン・データ多重放送
			(有料放送を含む。)
		P T D	標準テレビジョン・データ多重放送
		T D M	標準テレビジョン・データ多重放送
			信障害対策中継放送)
		S C M	標準テレビジョン文字多重放送(受
			料放送を含む。)
		P T C	標準テレビジョン文字多重放送(有
		T C M	標準テレビジョン文字多重放送

右以外のもの 一般業務用 GEN	簡易な業務用	C R A	簡易無線業務用	C R A
	右以外のもの		一般業務用	G E N

3 なす。 理 路 に 又 警戒 は 一に関 つい て 気象 通 \mathcal{O} 7 告 す 信 に は る事 関 観 事 示 副測実験 はする事 項 \mathcal{O} 項、 前項 が 施 . 気象業な 行 \mathcal{O} に 港 項 \mathcal{O} 表 務通 を持 関する事項を持つも 際 の 下 務 現 信 0 12 に 関する · 免 許 欄に掲げる無線局 に関 ŧ \mathcal{O} はする事で 又は 及び る事 予 港 項 項 湾 備 (気象警報に 文は 業務 の 、 免許を受けて 海事 の目的 用 玉 際港 以 外 用以外の 湾施設 関する に加え、 \mathcal{O} V 目 的 る気象業 を 目的、 事 \mathcal{O} ず項を除る 持 保 公共業務用 安 7 を持つ無線 無線 \mathcal{O} 務 確 < 用 保等 局で 以外 0 場局であ 目 12 あ \mathcal{O} 関する って 的 目 気象警報に を併 的 0 通 を せ持 て通 持 事 信 項 事 無線 を 0 項 信 関 も の 持 が 事 す Ź 項 港 0 局 とみ が 湾 事 で 航 管 項 あ

4 欄に掲 る事項とを併せ持 信 事 この告示 項 ك ل げる 7 の施 Ł 電 \mathcal{O} 気通 は 行 . つ \mathcal{O} ŧ それ 際現に免許 信業務に のである場合には、 でれ! 関 同 す 表 又 八は予備な る事 \mathcal{O} 下 . 欄 項 くと電力 に掲げる通信事項とみなす。 免許を受けている無線 その併り 気 通 せ持 信 事 業運 つ 通 営に 信 事項 局 関する事 は \mathcal{O} 通信事 電気通信 ただ 項又は宇 Ļ 項であって、 業務 当該 に 宙 関す 無線 運 用 る事 次 業 局 務 が 0 項とみ に そ 表 関 \mathcal{O} \mathcal{O} 上 通

項目	通信事項
コード	
項目	通信事項
コード	

なす。

	転支援に関する事項を除く。)		路交通システムに関する事項を除く
R D I	道路交通情報に関する事項(安全運	R D I	道路交通情報に関する事項(高度道
G M P	警察事務に関する事項	G M P	警察事務に関する事項
T L G	電報の託送に関する事項	T L G	電報の託送に関する事項
			であるものに限る。)
			信事項に係る目的が宇宙運用業務用
S P B	宇宙運用業務に関する事項	S P B	宇宙運用業務に関する事項(当該通
C C M	電気通信事業運営に関する事項	C C M	電気通信事業運営に関する事項
	。)に関する事項		。)に関する事項
C C G	電気通信業務(一般放送利用を含む	C C G	電気通信業務(一般放送利用を含む
			0)
			リンクを含む。)であるものを除く
			通信業務用(一般放送用のフィーダ
			(一般放送利用を含む。) 又は電気
			信事項に係る目的が電気通信業務用
C C C	電気通信業務に関する事項	C C C	電気通信業務に関する事項(当該通

A C E	無線標識に関する事項	A C E	無線標識に関する事項
	事項		事項
A C D	航空機の安全及び運行管理に関する	A C D	航空機の安全及び運行管理に関する
A C C	航空交通管制に関する事項	A C C	航空交通管制に関する事項
M S H	気象通報に関する事項	M S H	気象通報に関する事項
M S G	海上無線航行業務に関する事項	M S G	海上無線航行業務に関する事項
F S O	浮標の無線標定に関する事項	F S O	浮標の無線標定に関する事項
M S D	浮標の識別に関する事項	M S D	浮標の識別に関する事項
		O T L	位置信号業務に関する事項
O T G	無線標定に関する事項	O T G	無線標定に関する事項
M S C	航路標識に関する事項	M S C	航路標識に関する事項
M S A	海上保安事務に関する事項	M S A	海上保安事務に関する事項
A C B	飛行援助に関する事項	A C B	飛行援助に関する事項
M A A	船舶の航行に関する事項	M A A	船舶の航行に関する事項
		G M Y	交通量等位置情報に関する事項
			°)

G M J	労働基準監督に関する事項	G M J	労働基準監督に関する事項
G M G	国税事務に関する事項	G M G	国税事務に関する事項
G M E	入国管理に関する事項	G M E	入国管理に関する事項
G M N	麻薬取締に関する事項	G M N	麻薬取締に関する事項
G M Q	検疫事務に関する事項	G M Q	検疫事務に関する事項
G M C	税関事務に関する事項	G M C	税関事務に関する事項
C W B	気象警報に関する事項	C W B	気象警報に関する事項
		A G O	農業気象に関する事項
		C W K	気象観測実験に関する事項
	関する事項を除く。)		関する事項を除く。)
C W R	気象業務に関する事項(気象警報に	C W R	気象業務に関する事項(気象警報に
T R O	治安維持対策に関する事項	T R O	治安維持対策に関する事項
G M D	防衛に関する事項	G M D	防衛に関する事項
		A C G	航空保安無線施設に関する事項
A C H	航空保安事務に関する事項	A C H	航空保安事務に関する事項
A C F	航空無線航行に関する事項	A C F	航空無線航行に関する事項

防災行政事務に関する事項 DAI 目	消防災事務に関する事項 SHJ	消防の任務に関する事項 FIR	消防事務に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	放射能汚染の管理業務に関する事項 GKA	検察事務に関する事項 GMK	外交に関する事項 EMB	防災対策に関する事項 DAB	運輸関係災害対策に関する事項 GMV	防災事務に関する事項 DAG	国会事務に関する事項 GGG 1	外務行政事務に関する事項 GMT :	電気通信規律に関する事項 GMX	電気通信監理に関する事項 GMA	矯正管理に関する事項 GMR	公安調査に関する事項
防災行政事務に関する事項			消防事務に関する事項	放射能汚染の管理業務に関する事項	検察事務に関する事項	外交に関する事項			防災対策に関する事項	国会事務に関する事項	外務行政事務に関する事項		電気通信の監理・規律に関する事項	矯正管理に関する事項	公安調査に関する事項
D A I			F D A	G K A	G M K	E M B			D A B	G G G	G M T		G M A	G M R	G M L

水防事務に関する事項	R D R	水防事務に関する事項	R D R
水防道路に関する事項(災害対策・	R D A	水防道路に関する事項(災害対策・	R D A
水防に関する事項を除く。)		水防に関する事項を除く。)	
災害対策・水防に関する事項	D A O	災害対策・水防に関する事項	D A O
河川法第48条に規定する通知に関す	R D G	放流警報又は霧警報に関する事項	D F W
る事項			
観測情報の伝送に関する事項	R D T		
霧警報に関する事項	D B B		
公害対策に関する事項	K T S	公害対策に関する事項	K T S
土地改良事業に関する事項	A G G	土地改良事業に関する事項	A G G
地方行政事務に関する事項	L G O	地方行政事務に関する事項	L G O
道路交通情報通信に関する事項	R D V	道路交通情報通信に関する事項	R D V
高度道路交通システムに関する事項	I T S	安全運転支援に関する事項	I T S
道路管理に関する事項	R D K	道路管理に関する事項	R D K
本四連絡高速道路の事業に関する事	R D B		
項			

B C S	放送事業に関する事項(中継、連絡	B C S	放送事業に関する事項(中継、連絡
R C T	無線設備の監視・制御に関する事項	R C T	無線設備の監視・制御に関する事項
	項		項
B C G	放送番組の取材等の連絡に関する事	B C G	放送番組の取材等の連絡に関する事
B C A	放送番組素材の中継に関する事項	B C A	放送番組素材の中継に関する事項
B C P	放送番組の中継に関する事項	B C P	放送番組の中継に関する事項
A B C	エリア放送に関する事項	A B C	エリア放送に関する事項
B C B	一般放送に関する事項	B C B	一般放送に関する事項
H E T	熱供給事業に関する事項	H E T	熱供給事業に関する事項
W R U	上下水道事業に関する事項	W R U	上下水道事業に関する事項
R D C	水資源開発に関する事項	R D C	水資源開発に関する事項
G A S	ガス事業に関する事項	G A S	ガス事業に関する事項
P T I	侵入検知に関する事項	P T I	侵入検知に関する事項
		E P W	給電に関する事項
		E P H	電気保安業務に関する事項
E P A	電気事業に関する事項	E P A	電気事業に関する事項

	援に関する事項		援に関する事項
A C Z	航空機の運航管理又は運航管理の支	A C Z	航空機の運航管理又は運航管理の支
	項		項
A C Y	飛行場における地上管制に関する事	A C Y	飛行場における地上管制に関する事
	関する事項		関する事項
A C A	飛行場における航空機の飛行援助に	A C A	飛行場における航空機の飛行援助に
A C O	自家用の航空関係に関する事項	A C O	自家用の航空関係に関する事項
		A C X	航空関係事業に関する事項
		A C U	航空機の飛行訓練に関する事項
		A C W	航空事業に関する事項
M M A	航空機の運用に関する事項	M M A	航空機の航行に関する事項
G M S	標準周波数及び標準時の通報	G M S	標準周波数及び標準時の通報
	事項		事項
B C M	有線テレビジョン放送事業に関する	B C M	有線テレビジョン放送事業に関する
	事項を除く。)		事項を除く。)
	又は無線設備の監視・制御に関する		又は無線設備の監視・制御に関する

H S W	港湾運送事業に関する事項	H S W	港湾運送事業に関する事項
H S M	港湾管理に関する事項	H S M	港湾管理に関する事項
H S A	航路警戒に関する事項	H S A	航路警戒に関する事項
M S M	海上測量業務に関する事項	M S M	海上測量業務に関する事項
		O T K	海底資源開発事業に関する事項
		H I S	調査監督に関する事項
		S P E	特殊作業に関する事項
		O I L	油回収作業に関する事項
M A W	海上作業に関する事項	H B S	サルベージ事業に関する事項
			留に関する事項
		H S L	操船援助又は船舶の接岸若しくは係
H S P	水先・引き船に関する事項	H S P	水先業務に関する事項
M C R	海洋の観測に関する事項	M C R	海洋の観測に関する事項
M C S	海上運送事業に関する事項	M C S	海上運送事業に関する事項
A C R	航空機の修理に関する事項	A C R	航空機の修理に関する事項
A C T	航空機の製造修理に関する事項	A C T	航空機の製造修理に関する事項

L C L	鉄道・軌道の貨客車の安全運行に関	L C L	鉄道・軌道の貨客車の安全運行に関
L C Q	列車防護警報に関する事項	L C Q	列車防護警報に関する事項
		F S F	魚群探知の伝送に関する事項
		F S K	漁業共済組合の業務に関する事項
		F S G	漁業協同組合の業務に関する事項
		F S R	漁業の調査に関する事項
F S E	漁業通信に関する事項	F S E	漁業通信に関する事項
F S M	漁業指導監督に関する事項	F S M	漁業指導監督に関する事項
D A H	船舶又は航空機の救難に関する事項	D A H	船舶又は航空機の救難に関する事項
		M S R	捜索救助作業に関する事項
D A F	海難救助に関する事項	D A F	海難救助に関する事項
H B W	港湾工事に関する事項	H B W	港湾工事に関する事項
H S T	港務通信に関する事項	H S T	港務通信に関する事項
	る事項		る事項
H E A	国際港湾施設の保安の確保等に関す	H E A	国際港湾施設の保安の確保等に関す
		H S N	コンテナ荷役に関する事項

		M C W	陸上移動通信に関する事項及び制御
		M C T	陸上移動通信設備試験に関する事項
M C A	MCA陸上移動通信に関する事項	M C A	MCA陸上移動通信に関する事項
	る事項		る事項
L C M	現金・有価証券等の安全輸送に関す	L C M	現金・有価証券等の安全輸送に関す
L C K	貨物自動車の運行に関する事項	L C K	貨物自動車の運行に関する事項
	事項		事項
L C T	一般乗用旅客自動車の運行に関する	L C T	一般乗用旅客自動車の運行に関する
			事項
		L C E	特定旅客自動車の安全運行に関する
			する事項
		L C H	一般貸切旅客自動車の安全運行に関
	関する事項		する事項
L C I	一般乗合旅客自動車等の安全運行に	L C I	一般乗合旅客自動車の安全運行に関
L C A	索道用搬機の安全運行に関する事項	L C A	索道用搬機の安全運行に関する事項
_	する事項		する事項

び る 事 事 する 救 事 項 日 る 事 る 事 助 項 に 事 項 事 項	山岳遭難防止及び救助に関する事項 DBA 山岳遭難防止及	医療業務に関する事項 RXW 医療業務に関す	赤十字に関する事項 RXY 赤十字に関する	林業に関する事項 TRW	農業に関する事項 AGA 農林業に関する	航空レジャーに関する事項 ASR	競技及び訓練に関する事項 SRR	スポーツ・レジャーに関する事項 SRD スポーツ・レジ	動料金収受に関	有料道路自動料金収受に関する事項 ETC 狭域通信に関す	報通信に関する事項に限る。)	狭域通信に関する事項(道路交通情 DRD	動料金収受に関する事項を除く。)	狭域通信に関する事項(有料道路自 EET 動料金収受に関	通信に関す
	岳遭難防止及び	療業務に関する	十字に関する事		林業に関する事			ポーツ・レジ	料金収受に関	域通信に関する				料金収受に関	が域通信に関する事項(有料道路自

警備保障業務に関する事項	P T G	警備保障業務に関する事項
災厄防止に関する事項	P T H	災厄防止に関する事項
教育に関する事項(当該無線局の種	E D C	教育に関する事項
別が実験試験局であるものに限る。		
電波伝搬試験に関する事項(当該無	O T W	実験、試験又は調査に関する事項(
線局の種別が実験試験局であるもの		アルゴスシステムデータ伝送に関す
に限る。)		る事項、教育に関する事項を除く。
放送試験に関する事項(当該無線局	B C Y	
の種別が実験試験局であるものに限		
る。)		
航空機各部の多点計測に関する事項	S E G	
(当該無線局の種別が実験試験局で		
あるものに限る。)		
無線機器の開発製造に関する事項(M M R	
当該無線局の種別が実験試験局であ		
_	_	

無線設備の展示による科学知識の普	O T J
及に関する事項(当該無線局の種別	
が実験試験局であるものに限る。)	
研究に関する事項(当該無線局の種	S C I
別が実験試験局であるものに限る。	
科学技術開発実験に関する事項(当	S E K
該無線局の種別が実験試験局である	
ものに限る。)	
電波の利用の効率性に関する試験に	T E S
係る事項(当該無線局の種別が実験	
試験局であるものに限る。)	
電波の利用の需要に関する調査に係	S D S
る事項(当該無線局の種別が実験試	
験局であるものに限る。)	

E D T	自動車の教習に関する事項	E D T	自動車の教習に関する事項
	する事項		する事項
O T T	気象・動体の観測データの伝送に関	O T T	気象・動体の観測データの伝送に関
	事項		事項
S E E	地震又は火山噴火予知観測に関する	S E E	地震又は火山噴火予知観測に関する
	項		項
N P W	ニュースの取材及び速報に関する事	N P W	ニュースの取材及び速報に関する事
	する事項		する事項
A T G	電波利用の適正化のための広報に関	A T G	電波利用の適正化のための広報に関
C R A	簡易な事項	C R A	簡易な事項
	一)に関する事項)に関する事項
A T S	アマチュア業務(人工衛星追跡管制	A T S	アマチュア業務(人工衛星追跡管制
A T C	アマチュア業務に関する事項	A T C	アマチュア業務に関する事項
			験局であるものに限る。)
	る事項		る事項(当該無線局の種別が実験試
O T P	アルゴスシステムデータ伝送に関す	O T P	アルゴスシステムデータ伝送に関す

音響に関する事項	O T O	音響に関する事項	O T O
核原料物質及び原子炉の規制に関す	A T O	原子力関係業務に関する事項	A T O
る法律の通報に関する事項			
核燃料事業に関する事項	K G S		
原子力施設の安全対策に関する事項	K G T		
ロケット打上情報周知に関する事項	S P A	宇宙開発に関する事項	S P A
ロケット実験に伴う警備上の連絡に	S P C		
関する事項			
作業連絡に関する事項(当該通信事	O T A		
項に係る目的が宇宙開発用であるも			
のに限る。)			
宇宙実験に関する事項	SES		
技術試験に関する事項	S E M		
地域振興に関する事項	L A O	地域振興に関する事項	L A O
本邦外に在住する日本人向けの広報	T K K	本邦外に在住する日本人向けの広報	T K K
に関する事項		に関する事項	

右以外のもの

掲げるものの無線局は、

般業務用通信に関する事項

G E N

5 この告示の施行の際現に免許又は予備免許を受けている無線局の目的であって、 次の表の上欄に

同表の下欄に掲げる通信事項を持つものとする。

⟨象用(当該無線局の通信事項が気象警報に関┃気象業	維持対策用	用	保安用 航空保	保安用	察用	る事項	気通信業務用(エリア放送利用) 電気通	を含む。)を含む。	気通信業務用(一般放送用のフィーダリンク 電気通	る事項	気通信業務用(一般放送利用を含む。) 電気通	無線局の目的
気象業務に関する事項(気象警報に関する事項	持対策に関する事項	関する事項	保安事務に関する事項	保安事務に関する事項	務に関する事項		通信業務(一般放送利用を含む。)に関す	 に関する事項 	通信業務(一般放送利用のフィーダリンク		通信業務(一般放送利用を含む。)に関す	通信事項

する事項であるものを除く。)	 を除く。)
防災対策用	防災対策に関する事項
水防用	水防事務に関する事項
水防道路用(当該無線局の通信事項が災害対策	水防道路に関する事項(災害対策・水防に関す
・水防に関する事項であるものを除く。)	る事項を除く。)
防災行政用	防災行政事務に関する事項
消防用	消防事務に関する事項
放流警報用	放流警報又は霧警報に関する事項
霧警報用	
公害対策用	公害対策に関する事項
土地改良事業用	土地改良事業に関する事項
道路交通情報通信用	道路交通情報通信に関する事項
高度道路交通システム用	安全運転支援に関する事項
道路管理用	道路管理に関する事項
電気事業用	電気事業に関する事項
ガス事業用	ガス事業に関する事項

水資源開発用	水資源開発に関する事項
上下水道事業用	上下水道事業に関する事項
熱供給事業用	熱供給事業に関する事項
標準周波数用	標準周波数及び標準時の通報
鉄道軌道事業用(当該無線局の通信事項が列車	鉄道・軌道の貸客車の安全運行に関する事項
防護警報に関する事項であるものを除く。)	
山岳遭難対策用	山岳遭難防止及び救助に関する事項
有線テレビジョン放送事業用	有線テレビジョン放送事業に関する事項
救難用	海難救助に関する事項
漁業指導監督用	漁業指導監督に関する事項
赤十字用	赤十字に関する事項
無線標定業務用(当該無線局が港湾法第十二条	港務通信に関する事項
第一項各号に掲げる業務のための通信を行うも	
のであって、通信事項が位置信号業務に関する	
事項又は無線標定に関する事項であるものに限	
る。)	

核燃料事業用	原子力関係業務に関する事項
宇宙開発用	宇宙開発に関する事項
宇宙運用業務用	宇宙運用業務に関する事項
放送事業用(当該無線局の通信事項が放送番組	放送事業に関する事項(中継、連絡又は無線
の中継に関する事項、放送番組素材の中継に関	設備の監視・制御に関する事項を除く。)
する事項、放送番組の取材等の連絡に関する事	
項又は無線設備の監視・制御に関する事項であ	
るものを除く。)	
航空機製造修理事業用	航空機の製造修理に関する事項
新聞通信用	ニュースの取材及び速報に関する事項
非常警報用	災厄防止に関する事項
警備保障用	警備保障業務に関する事項
侵入検知用	侵入検知に関する事項